

Code of Conduct and Ethics

独占禁止法・競争に係る指針

ETHICS & LEGAL COMPLIANCE | ISSUED: June 1, 2014 – REVISED: June 20, 2024

Magnaは公正な、競争を活発に、行いますが、自由・公正な競争を支持します。Magnaは事業を行う法域において適用されるあらゆる独占禁止法を順守します。本指針はMagna International Inc.並びにその全ての経営グループ、部門、ジョイント・ベンチャー、およびその他の世界における営業拠点（これらを総称して、以下「Magna」といいます。）に適用されます。本指針はまた、従業員、役員、取締役、コンサルタント、および代理店を含む、Magnaに代わって行為するすべての者に適用されるものです。

独占禁止法

一般的に、独占禁止法（「競争法」とも言われる）は、価格操作や、市場での地位および優位性の濫用など、競争事業者間での公式また非公式の同意書、および取引あるいは競争を不当に制限する慣習を禁止することにより、ビジネスの競争を維持促進する目的で定められています。このような法律違反は不正で、Magnaの行動倫理規範に反するものです。

独占禁止法は国内外の競争禁止取締官によって調査や訴訟と共同して積極的に執行されています。独占禁止法の違反は次のような結果を招きます。(i) Magna並びにその従業員に対する膨大な罰金、(ii) 集団代表訴訟を含む、第三者による損害訴訟、(iii) 従業員の収監、(iv) 商業契約の解除、および(v) 評判の失墜。

独占禁止法の順守は非常に複雑な分野です。規制は管轄によって異なります。独占禁止諸法の順守について不確かな場合は、行動する前にグループあるいはリージョナル・リーガル・カウンセラー、リージョナル・コンプライアンス・オフィサーに必ず相談してください。

違法な協定

競争を低下させる競争相手との間の協定は自動的に独禁法違反になりますので、絶対にかかわらないでください。協定には次のものが含まれます。

- 販売価格の固定、引き上げ、引き下げ、安定、あるいは競争条件の固定（価格設定形態、割引、既得権の返還、リベート、利益、手数料、クレジット条件）
- 従業員の報酬（時給、給与、賞与を含む）、福利厚生、その他の雇用条件を固定すること
- 限定的な例外を除く、互いの従業員の雇用を抑制すること
- 生産、拡張、研究開発（R&D）、その他の革新的活動を制限すること
- 顧客あるいは地域によって市場の共有・配分
- 競争入札を調整すること（下請業者や機材・工具納入業者との協定も含む）
- いかなる顧客またはサプライヤーをもボイコットすること

情報共有

商業上の機密情報（例えば、価格設定、入札戦略、R&D活動、従業員の報酬に関する情報）を競合他社と共有する行為は、たとえ競合他社との合意に至らなかったとしても、独占禁止法に抵触する可能性があります。こうした理由から、商業上の機密情報は、ごく限られた例外を除き、決して競合他社と共有しないでください。

違反

Magnaは独占禁止法違反を容認しません。いかなる違反も重大事案として取り扱い、解雇を含む懲戒処分を課すこととします。

[Magnaの行動倫理規範](#)または本指針の違反またはその疑いを認識した場合は、それを(i)上司、(ii)部門若しくはグループの財務担当役員、(iii)グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、(iv)リージョナル・コンプライアンス・オフィサー、(v)倫理法令順守バイス・プレジデントおよびチーフ・コンプライアンス・オフィサー、または(vi)Magna Hotlineを通じて、報告しなければなりません。

Magnaの[報復禁止](#)指針に基づいて、MagnaはMagnaの行動倫理規範または本指針への違反を誠実に報告したいかなる個人（「報告者」）への、あるいは報告者の支援者または報告者に関連するいかなる人物への報復（またはいかなる報復の脅し）も禁止します。

役に立つヒント

厳守事項...

- 競合他社との不適切な調整あるいは共謀を示唆するような行動は避け、一般的に、自分の行動が他者にどのように受け止められるか、またはどのように特徴づけられるかに留意すること。
- 価格設定、マーケティング、またはいかなる製品または関連サービスの販売活動においても、Magnaの独立性を維持すること。
- 法的、倫理的、並びに礼儀正しい方法で販売情報を入手する。
- 競合他社との商取引交渉では、取引を完了または評価するために必要不可欠な情報のみを共有すること。
- 業界団体、会議所、カンファレンスに参加する際は、競合他社との不適切なコミュニケーションや協調のように見えることさえも避けること。
- 競合他社の施設を訪問する場合や競合他社をMagnaに招待する場合は、関係者が独占禁止法のリスクに敏感であることを確認し、独占禁止法違反を防ぐために適切な予防措置を講じること。
- 社内外のコミュニケーションはすべてプロフェッショナルに徹すること。ユーモア、放縦または挑発的な表現、また第三者や独禁当局、裁判所に誤解されるような不注意で不正確な発言は避けること。詳細なガイドについては、Magnaの[慎重なコミュニケーションに関する方針](#)をご覧ください。
- 次の場合には、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、リージョナル・コンプライアンス・オフィサーに連絡してください。
 - Magnaの行動、提案の行動が独占禁止法に違反する可能性があるとの苦情または申し立てを第三者から受けた場合。
 - 意図的かどうかにかかわらず、商業上の機密情報が競合他社により共有または提供されていることに気づいた場合。連絡を怠ると、不適切な行為に加担したとみなされる可能性がある。
 - Magnaが反競争的行為の被害者であると疑われる場合（例えば、独占禁止法に違反するサプライヤーからの商品購入者として）。
 - 独占契約、非競争契約、またはビジネスが行われ得る地理的地域に制限を加える契約など、競争を低下させ得る顧客やサプライヤーとのいかなる契約を締結する前に

- 第三者に関係する独禁法の調査など、独禁法取締機関からMagnaあるいは個人が連絡を受けた場合は、行動を起こす前に直ぐに連絡する
- 独占禁止法上の問題について疑問がある場合は、直ちにまた、なんらかの行動を起こす前に、また商業上の機密情報を共有したり、競合他社と協議を開始したりする前に連絡する。

禁止事項...

- 競争を制限したり低下させることを目的にして、あるいはその効果を期待して、直接的あるいは間接的（代理店、サプライヤー、顧客を含む第三者を通して）に競争相手に連絡する
- 競争の抑制あるいは軽減を目的として、あるいはその効果を期待して、競争相手あるいはその他の第三者と共謀したり、共謀を試みたり、協定を締結したりする
- 以下の情報についてすでに公表されている場合を除き、競争的な機密情報について直接的・間接的どのような方法でも競争相手と通信する。
 - 過去、現在、将来における、顧客、サプライヤーと交渉、あるいは一般的な交渉戦略
 - 価格、価格設定形態、割引、利益、既得権の返還、リベート、収益、クレジット条件を含むがこれに限定されない、過去、現在、将来における取引条件
 - コスト情報
 - 生産能力、製造、販売計画や予測
 - マーケティング計画若しくは買収やジョイントベンチャー計画を含む戦略的計画
 - 過去、現在、将来における在庫水準、製造・販売データ、市場状況
 - 研究開発やその他の革新的活動

詳細

詳細および助言に関しては、グループ若しくはリージョナル・リーガル・カウンセル、リージョナル・コンプライアンス・オフィサーまたはMagnaの倫理法令順守担当バイス・プレジデントまで問い合わせてください。

Issued: June 1, 2014
Revised: June 20, 2024
Next Review: Q2 2027
Issued By: Ethics & Legal Compliance
Approved By: Magna Compliance Council